

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と 都市計画決定権者の見解

第6章 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の六に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの国土交通大臣意見とそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6-1 に示します。

表 6-1(1) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
総論	<p>今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の①～④の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。</p> <p>① 市街地及び集落</p> <p>② 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育園、幼稚園、小学校、中学校、福祉施設及び図書館を含む）</p> <p>③ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地</p> <p>④ 景観資源</p>	<p>都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっては、環境の保全上重要と考えられる対象について、実行可能な範囲内のできる限り回避又は低減しました。</p> <p>今後の詳細なルートや構造の検討を踏まえ、都市計画対象道路事業実施区域の設定にあたっても同様に環境の保全上重要と考えられる対象に配慮します。</p>
	<p>今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記意見の①～④の区域が存在する場合には、当該対象への影響を十分考慮し、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、低周波音、振動、水質、水文環境、地盤、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等を選定しました。</p>
	<p>本配慮書に記載されている事業実施想定区域は、その設定が不連続であり、計画段階配慮事項として選定された環境要素に関する予測及び評価の記載に十分ではない点が見られる。このため、方法書以降の環境影響評価図書の作成に当たっては、対象事業実施区域の設定及び具体的なルート位置、道路構造等を明確に記載するとともに、その検討の経緯等について、客観的な根拠となる情報も含めて、適切に記載すること。</p>	<p>対象事業実施区域の設定にあたっては、事業計画の検討結果を踏まえ、明確に記載しました。</p> <p>また、今後の環境影響評価手続において、対象事業実施区域の設定及び具体的なルート位置、道路構造等を明確に記載するとともに、その検討の経緯等について適切に記載します。</p>

表 6-1(2) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質及び騒音等に係る環境影響	<p>事業実施想定区域及びその周辺には、市街地が形成されており、住居等が多数存在していることから、本事業の実施による道路交通騒音及び排気ガスによる生活環境への影響が懸念される。このため、方法書以降の手続においては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、特に騒音影響を受けるおそれのある住居等について、影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質及び騒音への影響を調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、環境保全措置を検討します。</p>
	<p>事業実施想定区域の東側では、成田空港の機能拡張工事や千葉ニュータウン内において物流施設及び工業団地等の建設工事が予定されていることから、これらの周辺地域の状況等を踏まえた最新の情報を基に本事業の計画交通量を推計した上で、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>周辺地域の開発状況等を踏まえて計画交通量を推計し、環境への影響について予測及び評価を行います。</p>
生態系に対する影響	<p>事業実施想定区域の周辺には、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成 28 年 4 月環境省)に選定された「市川市大町周辺の谷津田」が存在し、スナヤツメ等の希少な淡水魚類等が生息していることから、本事業の実施に伴うこれら生態系への影響が懸念される。このため、ルート位置及び道路構造の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じ、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行い、生態系への影響に配慮します。</p>

表 6-1(3) 配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	国土交通大臣からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>景観に対する影響</p>	<p>事業実施想定区域には、「大町周辺の森」等の主要な景観資源が存在するほか、事業実施想定区域の周辺には、「かまがやスカイビュー」等の主要な眺望点が存在することから、本事業の実施に伴いこれらの主要な景観資源及び主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。このため、ルート位置及び道路構造の検討に当たっては、主要な景観資源への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。また、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成する等の客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>今後の詳細なルートや構造を検討するにあたっては、周辺の景観特性を考慮し、景観への影響に配慮します。</p> <p>また、今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、環境保全措置を検討します。</p>